

気仙沼土木事務所における建設発生土の民間受入地の公募について

1. 建設発生土の民間受入地の公募について

宮城県気仙沼土木事務所が発注する建設工事の「建設発生土」について、「気仙沼土木事務所における建設発生土の民間受入地公募実施要領（試行）」に基づき民間受入地を公募します。

2. 募集の趣旨

建設工事に伴い発生する土砂（建設発生土）については、原則として他の建設工事等へ活用することとしておりますが、さらなる有効活用を図るため、建設発生土の民間受入地を公募することとしました。

3. 建設発生土の利用方法

受入れた建設発生土は、窪地の埋立や低地の嵩上げなどにご活用ください。なお転売など、営利目的の利用はできません。

4. 公募要件

(1) 申請者の要件

「気仙沼土木事務所における建設発生土の民間受入地公募実施要領（試行）」第3条をご覧ください。

(2) 受入地の要件

「気仙沼土木事務所における建設発生土の民間受入地公募実施要領（試行）」第4条をご覧ください。

5. 対象河川

気仙沼市：大川、廿一川、松川、鹿折川

南三陸町：折立川

※対象河川は、変更する場合があります。

6. 公募期間

令和6年2月15日（木）午前8時30分から

令和6年3月15日（金）午後5時まで

（郵送の場合は締切日必着のこと）

7. 申請方法

次の資料を、気仙沼土木事務所河川砂防第一班へ提出してください。

(1) 提出書類

- ① 民間受入地登録申請書（様式第1号）
- ② 関係図面（位置図、主要な道路からの運搬ルート図、受入地の概略図）
- ③ 受入地の状況写真（受入地の全景、荷卸し場所、進入路等の状況がわかるもの）
- ④ 誓約書（様式第2号）
- ⑤ 関係法令チェックリスト（様式第3号）
- ⑥ 建設発生土の受入及び盛土等の実施に伴い必要となる関係法令の許可書等の写し
- ⑦ 受入地の土地の要約書
- ⑧ 土地所有者と申請者が異なる場合は土地所有者等の承諾書

(2) 関係様式

- ・様式第1号（民間受入地登録申請書）
- ・様式第2号（誓約書）
- ・様式第3号（チェックリスト）
- ・様式第7号（民間受入地登録抹消申請書）
- ・（参考）建設発生土の民間受入地公募実施フロー図

(3) 申請書等の提出先

〒988-0181

気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 気仙沼合同庁舎内

気仙沼土木事務所 河川砂防第一班

電話；0226-24-2564

FAX；0226-24-2596

E-mail；ksdbkksb1@pref.miyagi.lg.jp

(4) 申請書等の提出方法

書面（3）に定める提出先に持参又は郵送して提出すること。

なお、持参する場合は6に定める期間のうち、受付時間（開始日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く））内に提出すること。

8. 公募及び要領に対する質問等

- (1) 質問の期限は、公募を開始した日の翌日から公募期間終了日の5日前までとする。
- (2) 質問方法は電子メール、電話又はFAXによるものとし、7(3)に示す問い合わせ先に行うこと。
- (3) 質問に対しての回答は、ホームページ上に掲載する。

9. 申請書等に関するヒアリング

気仙沼土木事務所長は、提出された申請書等について不明な点が生じた場合には、必要に応じて申請書等の内容に関するヒアリングを実施する。